

## 議案第 101 号平成 28 年度調布市一般会計補正予算（第 4 号）反対討論

今補正予算には、様々な施策が提案されていますが、この中には臨時福祉給付金事業のための費用が含まれています。この臨時福祉給付金は、平成26年からの消費税の増税に対する緩和策として臨時的な措置として多額な事務費を投入し、すでに何度か予算化されてきています。私は上程時のやりとりでもお話ししましたが、この給付金事業は国主導の制度として行われ、給付金の財源は100%国の補助、給付事務経費も業務委託料として国で補助するという本来、国が行うべき法定受託事務と言えるような事業であるにも係わらず自治体独自の判断として実施できる「自治事務」として位置付けられているということ自体、地方分権の考え方からすればいかがなものかと考えます。

市では約3万5千人に給付する予定のようですが、総額が5億円ほどになる事業について、これから使うための補正予算です。この金額は調布市民のがん検診の総費用とほぼ同額です。これだけのお金が本来の地方の自治事務として活用されたら、市民のためにどんな事業ができるのかと考えてしまいます。

国がこの臨時福祉給付金事業にこれまで措置した税金は、28年度は1033億円、27年度は1693億円、26年度は3420億円と続いています。巨額な借金を抱える国が膨大な事務経費をかけ自治体を通して行う理由は何か、考えさせられます。国民は社会保障の充実の名のもとに増税され負担してきていますが、新たな増税は先送りされましたが実施が予定されています。この事業費は市の民生費の構成比も引き上げ、市の予算配分の際に民生費が増えているとの根拠にもなっていますが、この数値は差し引いて考えるべきではと指摘しておきます。消費税の増税で厳しい状況にあるのは、年金層だけではありません。非正規雇用者、子どもの貧困、シングルマザーの厳しい現状に対しての対応はどうなっているのでしょうか。高齢者層にとっても一時的な対応で問題が解決するわけではありません。国から補助される人件費には正規職員に対しては時間外手当だけという点からしても地方の事務負担が大きいことも問題です。介護保険の改悪により、介護保険の受給権は更に狭まれるなど一例を見ても、一時的な給付政策というバラまきの政策よりも、長期的展望のある国民に必要な事業へこそ税金を投入すべきでした。なお、この補正予算には、12000名を超える多くの市民からの声によって駅前広場の樹木が伐採から保存へという政策変更した費用に対する予算が含まれていませんでした。樹木保全のみの話ではなく、地下駐輪場は今のままで良いのか、保存樹木の規模は市の提案した本数で良いのか等、議会として様々な検討課題があり、全員協議会でも補正予算提出を求める声があつたにも関わらず、年度内予算の中でのやりくりとして提出しなかったことも、財政規律という面からも問題であることを申し添え、臨時給付金が含まれた本補正予算に反対するものです。